

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	法人名				
試験研究費の総額に係る税額控除	1	円	差引当期税額基準額残額 (11) - (12) - (19)	22	円	
	2		前期繰越税額控除限度超過額 (33の計(総額+特別))	23		
	3		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (22)と(23)のうち少ない金額 (1) ≤ ((30)、(31)又は(32))の場合は0)	24		
	4		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「6の②」+「7の②」)	25		
	5		当期繰越税額控除額 (24) - (25)	26		
	6		法人税額の特別控除額 (14)又は((14)+(21)+(26))	27		
	7	0.1	繰越税額控除の計算に関する明細			
	8		前期超過要件に係る前連結事業年度の試験研究費の額の合計額の計算 連結親法人事業年度の月数が異なる場合 連結親法人事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額	試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	28	円
	9			当該連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数	29	—
	10		連結親法人事業年度の月数が異なる場合 連結親法人事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額	改定試験研究費の額の合計額 (28) × (29)	30	円
	11			改定試験研究費の額の合計額 (各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額)	31	
	12		上記の場合以外	試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	32	
	13		連結事業年度又は事業年度	前期繰越額	33	
	14		区分	当期控除可能額	34	
	15		平 . . .	総額	別表六の二(三)付表三「25の①」	円
	16		平 . . .	特別	別表六の二(三)付表三「25の②」	円
	17		平 . . .	総額	別表六の二(三)付表三「25の①」	
	18		平 . . .	特別	別表六の二(三)付表三「25の②」	
	19		計	総額		
	20			特別		
	21					

試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表一「1」の合計)又は(各連結法人の別表六の二(三)付表二「1」の合計)	1	円
控除対象試験研究費の額の合計額 同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2	
(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3	
控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)	4	
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5	
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(5)}$	6	
試験研究費の総額に係る税額控除割合 $(6) \geq 10\%$ の場合	7	0.1
$(6) < 10\%$ の場合 $(6) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8	
税額控除限度額 (1)又は(4)×(7)又は((1)又は(4))×(8)	9	円
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	10	
当期税額基準額 $(10) \times \frac{25\text{又は}30}{100}$	11	
当期税額控除可能額 (9)と(11)のうち少ない金額	12	
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「8の②」)	13	
当期税額控除額 (12) - (13)	14	
特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「7の計」の合計)	15	
特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((7)\text{又は}(8))$	16	
特別研究税額控除限度額 (15) × (16)	17	円
当期税額基準額残額 (11) - (12)	18	
当期税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19	
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「9の②」)	20	
当期税額控除額 (19) - (20)	21	

別表六の二（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は平成27年改正前の措置法第68条の9第1項から第3項まで（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(三)付表一「1」の合計）又は1（各連結法人の別表六の二(三)付表二「1」の合計）」の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は（各連結法人の別表六の二(三)付表二「1」の合計）」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「（各連結法人の別表六の二(三)付表一「1」の合計）又は」を消します。
 - (2) 連結親法人事業年度が平成27年4月1日前に開始した連結事業年度において、各連結法人の試験研究費の額に措置法第68条の14第6項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の平成27年改正前の措置法令（以下「平成27年旧措置法令」といいます。）第39条の44第3項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）又は第27条の10第4項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）に規定する特別償却実施額及び平成27年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「平成27年旧震災特例法令」といいます。）第22条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）又は第17条の5第3項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額を同欄の上段に内書として記載します。この場合において、
「同上のうち当期繰越税額控除可能額（(2)と(3)のうち少ない金額）²⁴の記載に（(1)≦(30)、(31)又は(32)の場合は0）」
当たっては、その内書として記載した金額を「1」から控除します。
- 3 「控除対象試験研究費の額の合計額」の各欄は、連結親法人事業年度が平成27年4月1日前に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しません。
- 4 「税額控除限度額⁹（（(1)又は(4)）×(7)）又は（（(1)又は(4)）×(8)）」は、連結親法人事業年度が平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「(1)又は(4)」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(4)」を消します。
- 5 「当期税額基準額¹¹（ $(10) \times \frac{25 \text{ 又は } 30}{100}$ ）」は、連結親法人事業年度が平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「25又は(30)」を消し、その他の連結事業年度にあつては「又は30」を消します。
- 6 「特別試験研究費に係る税額控除」、「前期繰越分」及び「繰越税額控除の計算に関する明細」の各欄は、連結親法人事業年度が平成27年4月1日前に開始した連結事業年度である場合にのみ記載します。
- 7 「法人税額の特別控除額²⁷（(14)又は((14)+(21)+(26)）」は、連結親法人事業年度が平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は((14)+(21)+(26))」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「(14)又は(14)」を消します。
- 8 「試験研究費の額の合計額²⁸」、「改定試験研究費の額の合計額³¹」及び「試験研究費の額の合計額³²」の記載に当たっては、各連結法人の試験研究費の額に措置法第68条の14第6項に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び震災特例法第25条の5第1項に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の試験研究費の額から平成27年旧措置法令第39条の44第3項又は第27条の10第4項に規定する特別償却実施額及び平成27年旧震災特例法令第22条の5第1項又は第17条の5第3項に規定する特別償却実施額の合計額を控除した金額の合計額を記載します。